

化審法の審査特例制度（少量新規／低生産量新規）における「用途証明書」の提出のお願い

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）における新規化学物質の審査特例制度の適切な運用においては、**環境排出量を把握することが重要**です。このため、**新規化学物質を含む化学品を購入し使用する事業者（使用者）の皆様におかれましては、「用途証明書」の提出について最大限ご協力いただけますようお願い申し上げます。**

【化審法における審査特例制度とは？】

化審法では、新規化学物質を製造・輸入する事業者に対して、当該化学物質の性状に関するデータを事前に国（厚生労働省・経済産業省・環境省）に届け出ることを義務づけ、国はこれらのデータを踏まえて審査を行い、その結果に応じた規制を行っています（事前審査制度）。

一方、環境排出量が小さいことが見込まれる製造・輸入数量や用途の場合は、**事業者が備えるべきデータを不要（少量新規）又は一部免除（低生産量新規）とする審査特例制度**が認められています。

【審査特例制度の要件】

審査特例制度の種類	個社数量上限	全国数量上限※1	届出※2で提出が必要な試験結果
少量新規 (化審法第3条第1項第5号)	1トン (製造・輸入数量)	1トン (環境排出量)	-
低生産量新規 (化審法第5条4項)	10トン (製造・輸入数量)	10トン (環境排出量)	難分解かつ高濃縮性ではない

※1 複数の事業者が同一物質について申出を行い、各事業者の環境排出量の合計が全国数量上限を超える場合は、環境排出量の合計が全国数量上限に収まるように各事業者で製造・輸入ができる数量（確認数量）を調整させていただくことがあります（数量調整）。

※2 低生産量新規では、確認を受けるための申出を行う前に、分解性と濃縮性の試験を実施し、難分解かつ低濃縮性である旨の判定を受ける必要があります。

【環境排出量の算出方法】

$$\text{環境排出量} = \text{申出事業者の製造又は輸入予定数量} \times \text{用途毎に定められた環境排出係数}$$

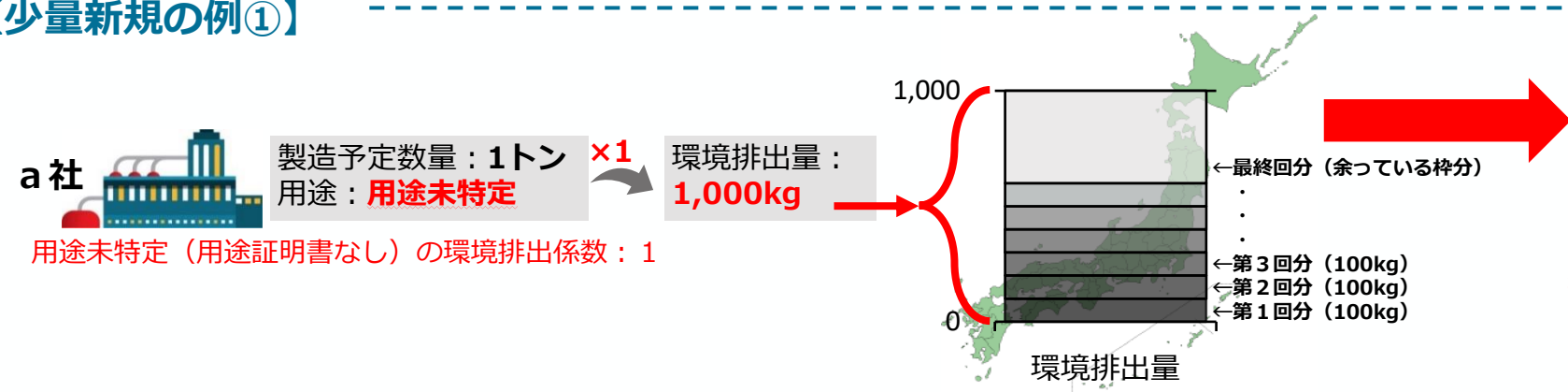
用途は、**使用者から提出していただく「用途証明書」**から把握します。

用途未特定（用途証明書なし）の環境排出係数：1

化審法の審査特例制度（少量新規／低生産量新規）における「用途証明書」の提出のお願い

「用途証明書」の提出がない場合、申出者は予定している数量の製造・輸入ができない（＝使用者の皆様は新規化学物質を予定どおり調達できない）可能性があります。

【少量新規の例①】

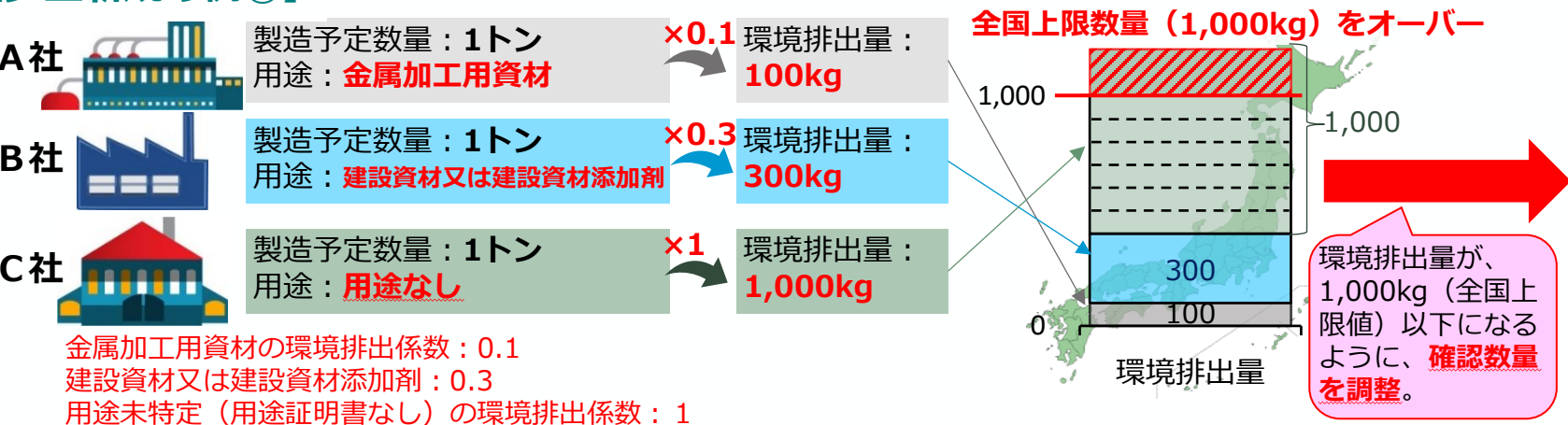


確認数量（製造できる数量）：**上限100kgずつ**※
 （令和8年度の場合）
 第1回：100kg（4月以降に製造可）
 第2回：100kg（5月末頃以降に製造可）
 第3回：100kg（8月頃以降に製造可）
 ……
 年度最終回：残りの空き枠分（令和9年1月以降に製造可）

※「用途未特定（用途証明書なし）」の場合は、今後、用途証明書がある同一化学物質の申出をする事業者の機会損失を回避するため、1回あたり、**上限100kgまで（年度の最終回を除く）**しか確認されません。

⇒ a社は1回あたり上限100kgずつまでの製造しか認められないので、100kgより多く調達したい場合は第2回以降まで待つ必要があります。

【少量新規の例②】



確認数量（製造できる数量）：**1トン**
 確認環境排出量：**100kg**

確認数量（製造できる数量）：**1トン**
 確認環境排出量：**300kg**

確認数量（製造できる数量）：**上限100kgずつ**※例①参照
 確認環境排出量：**100kgずつ**
 ※最大でも600kgまで

環境排出量が、1,000kg（全国上限値）以下になるように、**確認数量を調整**。

⇒用途証明書がない（C社のケース）は予定数量の調達できませんが、用途証明書を提出する（A、B社のケース）と、希望する数量の調達可能性が高まります。

【参考】用途証明書の記載例

受付コード：（※1）

用途証明書

令和 年 月 日

○○○株式会社
 代表取締役社長 ○○ ○○ 殿（※2）

△△△株式会社
 代表取締役社長 △△ △△（※3）
 住所

今般、貴社から譲渡予定の下記1. の化学物質（又は製品）を、下記2. に記載の用途にのみ使用することについて、下記のとおり確認する。

記

1. 新規化学物質（又は製品）の名称（※4）

2. 1. の新規化学物質（又は製品）の用途番号及び用途分類（※5）
 用途番号：
 用途分類：

3. 貴社から当該新規化学物質の用途に関して説明や資料提出を求められた際には、貴社に協力する。

使用者に記入いただく箇所は、左図の赤枠部分（下記※2～5）の4カ所のみです。

- （※1） 書面申出をする場合に、申出者（製造・輸入者）にて記入ください。（受付コード下4桁の申出番号のみではなく、法人番号からご記載ください。）
- （※2） **申出者（製造・輸入者）の名称、部署、役職、氏名**を記載してください。代表者でなくても、当該新規化学物質の譲渡及び本文書の記載内容に関し責任を有する者（部長等）であれば問題ございません。
- （※3） **使用者の名称、部署、役職、氏名**を記載してください。会社の代表者でなくても、当該新規化学物質の使用及び本文書の記載内容に関し責任を有する者（部長等）であれば問題ございません。
- （※4） **新規化学物質の名称**（詳細は、製造・輸入者に御確認ください）を記載してください。製品名でも問題ございません。
- （※5） **用途番号と用途分類**を記載してください。用途については、[一般化した一覧](#)にしておりますが、判断に迷う場合は、[弊省HP](#)又は[NITEのHP](#)もご参照ください。
 なお、複数の用途を予定している場合は、予定している用途を全て記載してください。

【使用者の皆様への注意】

用途証明書に記載いただいた用途以外での使用はしないでください。
 万一、記載いただいた用途以外での使用が発覚した場合は、**申出者（製造・輸入者）が違反に問われてしまい、製造・輸入ができなくなる可能性があります。**

【参考】メールの記載例

受付コード：(※1)

差出人： △△ △△ (△△△△.co.jp)
 送信日時： 年 月 日
 宛先： 〇〇 〇〇 (〇〇〇〇.co.jp)
 件名： 用途証明書の送付について

〇〇〇株式会社
 代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿 (※2)
 電子メールアドレス：〇〇〇〇.co.jp

今般、貴社から譲渡予定の下記1. の化学物質（又は商品）を、下記2. に記載の用途にのみ使用することについて、下記のとおり確認する。

記

1. 新規化学物質（又は商品）の名称 (※4)

2. 1. の新規化学物質（又は商品）の用途番号及び用途分類 (※5)
 用途番号：
 用途分類：

3. 貴社から当該新規化学物質の用途に関して説明や資料提出を求められた際には、貴社に協力する。

△△△株式会社
 代表取締役社長 △△ △△ (※3)
 住所
 電子メールアドレス △△△△.co.jp

使用者に記入いただく箇所は、左図の赤枠部分（下記※2～5）の4カ所のみです。

- (※1) 書面申出をする場合に、申出者（製造・輸入者）にて記入ください。（受付コード下4桁の申出番号のみではなく、法人番号からご記載ください。）
- (※2) **申出者（製造・輸入者）の名称、部署、役職、氏名**を記載してください。代表者でなくても、当該新規化学物質の譲渡及び本文書の記載内容に関し責任を有する者（部長等）であれば問題ございません。
- (※3) **使用者の名称、部署、役職、氏名**を記載してください。会社の代表者でなくても、当該新規化学物質の使用及び本文書の記載内容に関し責任を有する者（部長等）であれば問題ございません。
- (※4) **新規化学物質の名称**（詳細は、製造・輸入者に御確認ください）を記載してください。製品名でも問題ございません。
- (※5) **用途番号と用途分類**を記載してください。用途については、[一般化した一覧](#)にしておりますが、判断に迷う場合は、[弊省HP](#)又は[NITEのHP](#)もご参照ください。
 なお、複数の用途を予定している場合は、予定している用途を全て記載してください。

【使用者の皆様への注意】

用途証明書に記載いただいた用途以外での使用はしないでください。
 万一、記載いただいた用途以外での使用が発覚した場合は、**申出者（製造・輸入者）が違反に問われてしまい、製造・輸入ができなくなる可能性があります。**